

「法人の設立・設置」や「法人の現況に変更が生じた」際の届出方法・添付書類について

次のような場合には、県税事務所への届出が必要です。

届出事項		届出 様式	添付書類（※１） 必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。	備考
設立・設置	本店を山梨県内に置く法人を新設	法人の設立・変更等の届出書（その１）（※２）	定款等の写し	
	他の都道府県に本店がある法人が、山梨県内に本店を移転または初めて事務所等を設置		定款等の写し	
	山梨県内の主たる事務所等以外に新たに山梨県内に事務所等を設置		－	
変更	事務所等の移転・廃止		－	他都道府県への移転や事業所等を廃止する際には、届出書の「事務所又は事業所を廃止した後、県内に存続する事務所等の有無」への記載をお願いします。
	法人名・本店所在地・資本金などが変更		－	
	事業年度を変更		定款または議事録の写し	
	合併		合併契約書	
	解散		－	
	納税義務が生じた（NPO法人や人格のない社団等が収益事業を開始した場合 等）		・ 税務署へ提出した収益事業開始の届出の写し ・ 定款等の写し（定款、寄付行為、規約又は規則等の写し）	
	休業		休業した事が確認できる書類があれば添付（取引先への案内文など）	
	その他（山梨県へ届け出ている事項に変更が生じた場合）		変更内容を確認できる書類	

（※１）届出書様式には『登記事項証明書』の記載がありますが、令和8年9月1日届出以降添付不要となりました。

（※２）法人税の規定によるグループ通算制度の承認等に係る届出は「法人の設立・変更等の届出書（その２）」によりお願いします。